

令和元年度 神戸市地域防災計画 修正内容（案）

■ 法改正や国の動きを受けた修正（1～3）

1. 災害救助法の改正に伴う本市の救助実施市指定に係る修正〔参考資料1-1〕

災害救助法の改正により、災害救助の円滑かつ迅速な実施を目的として、内閣総理大臣が指定する救助実施市が救助を実施できることとなった（平成31年4月1日施行）。本市では、救助実施市申請を行い、同日指定され、災害救助法に基づく事務については神戸市の権限で実施できるようになった。これにより、災害救助法が適用された場合には、国との特別基準の協議を直接行うことができるようになるなど、現地の実情に応じた、より迅速かつ円滑な救助事務が可能となった。これを受け、地域防災計画へ必要な事項を反映する。

2. 内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」の改定に係る修正〔参考資料1-2〕

平成30年7月豪雨では、様々な防災情報が発信されたものの、住民の避難行動に結びつかず、逃げ遅れが発生した。これを踏まえ、平成31年3月の内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」の改定により、新たに5段階の「警戒レベル」を用いた防災情報の発信が位置づけられた。この中では、避難を促す情報に加えて、災害が実際に発生したことを伝えるため、「警戒レベル5／災害発生情報」が新設されている。これを受け、本市では、昨年の出水期から避難情報の発令に係る運用を変更しており、地域防災計画へ必要な事項を反映する。

3. 内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対策検討ガイドライン」の策定に伴う対応の検討〔参考資料1-3〕

平成31年3月、内閣府は「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対策検討ガイドライン」を策定した。その中で、南海トラフ大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合に備え、地方公共団体等がとるべき防災対応を検討し、あらかじめ計画としてとりまとめるために参考となる事項が示された。これを受け、本市では、とるべき対応を検討し、地域防災計画へ必要な事項を反映する。

■ 神戸市における取り組みの進捗に応じた修正（４～６）

4. 地区防災計画の神戸市地域防災計画への規定に伴う修正（報告）〔参考資料１－４〕

防災福祉コミュニティ等が作成した防災活動に関する計画については、神戸市防災会議運営要綱第３条第１項第４号および神戸市地区防災計画制度の運用に関する要綱第２条第１項に基づき、防災会議会長の専決処分により、災害対策基本法第４２条第３項に基づく地区防災計画として、地域防災計画に定めることができることとしている。また、専決処分を行ったときは、神戸市防災会議運営要綱第３条第３項に基づき、次の防災会議に報告しなければならないこととされている。

これをふまえ、前回の防災会議（平成３１年３月３１日）以降の規定状況について報告する。

5. 災害協定の新規締結に伴う修正

（１）災害時における火葬等の相互応援に関する協定書

（平成２９年７月１日締結 京都市）

（２）災害時における物資輸送及び集積・配送拠点運営等の協力に関する協定書

（平成３０年５月３１日締結 佐川急便株式会社）

（３）災害時における連携協力に関する協定

（平成３０年１２月１７日締結 全国市長会－日本弁護士連合会）

（４）災害時における物資調達に関する協定書

（平成３０年１２月２５日締結 コストコホールセールジャパン株式会社）

（５）災害時における資機材等に関する協定書

（平成３１年３月２８日締結 株式会社アクティオ）

（６）帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定

（令和元年９月９日締結 兵庫県）

（７）災害時における電気自動車からの電力供給及び水の供給等の協力に関する協定書

（令和元年１１月２５日締結 兵庫日産自動車株式会社、日産プリンス兵庫販売株式会社、
日産自動車株式会社、株式会社神戸酒心館）

（８）災害時におけるモバイルバッテリーの提供及びデジタルサイネージによる情報発信の協力に関する協定

（令和２年１月１７日締結 株式会社INFORICH）

（９）災害時における電動車両等の支援に関する協定書

（令和２年１月３１日締結 兵庫三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社）

6. 関係機関の事務に係る修正

上記のほか、地域防災計画に関係する機関（防災会議の委員が属する機関）がその分掌事務について行う防災体制の拡充や時点修正、その他の修正を行う